

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

- ・基準省令：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）
- ・市条例：奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和2年奈良市条例第11号）

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準

※【児童発達支援センターのみ】の記載がある基準は、「児童発達支援（児童発達支援センターが行う。）」にのみ適用。

※【児童発達支援センター以外】の記載がある基準は、「児童発達支援（児童発達支援センターが行わない。）」にのみ適用。

※上記の2つのいずれも記載がない基準は、「児童発達支援（児童発達支援センターが行う。）」及び「児童発達支援（児童発達支援センターが行わない。）」の両方に適用。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1* 基本方針	指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療を行うものであるか。	○「治療」＝「上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
I-2 暴力団の排除	事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市条例第4条	
II-1* 従業者の員数 【児童発達支援センター以外】	次に掲げる基準を満たしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる「児童指導員又は保育士」の合計数が、障害児の数が10までの場合は「2以上」、障害児の数が10を超える場合は「2に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上」 ・児童発達支援管理責任者は1以上 <p>※指定児童発達支援の単位＝指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの</p> <p>●児童発達支援管理責任者＝「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」</p> <p>●【解釈通知第3-1(1)5】指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となるものである。</p>	資格証の写し等が事業所で保管されているか。 【減算適用】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員又は保育士について指定基準を満たしていない場合は、サービス提供職員欠如減算有り。 ・児童発達支援管理責任者について指定基準を満たしていない場合は、児童発達支援管理責任者欠如減算有り。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第5条第1項、第5項	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を配置しているか。</p> <p>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を配置しているか。（ただし、下記のいずれかに該当する場合は看護職員を置かないことができる。）＜令和3年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 ・当該指定児童発達支援事業所（喀痰吸引等業務の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰吸引等業務の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 ・当該指定児童発達支援事業所（特定行為業務の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、特定行為業務の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 <p>この場合において、機能訓練担当職員又は看護職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員又は看護職員の数を見守り員又は保育士の合計数の計算に含めることができる。（※「機能訓練担当職員」に「又は看護職員」を追加し、「児童指導員又は保育士の合計数」から「障害福祉サービス経験者」を削除。＜令和3年度改正事項＞）</p> <p>※指定児童発達支援の単位＝指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの</p> <p>●【解釈通知第3-1(1)5】指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となるものである。</p>	<p>※「機能訓練担当職員」＝「日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員」</p> <p>※「医療的ケア」＝「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為」</p> <p>※「看護職員」＝「保健師、助産師、看護師又は准看護師」</p> <p>※「喀痰吸引等」＝「喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）」</p> <p>※「特定行為」＝「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者（介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者）が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為」</p>	□	□	<p>基準省令第5条第2項、第3項、第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<p>児童指導員又は保育士のうち、1人以上は常勤であるか。</p> <p>●【解釈通知第2-2(1)】用語の定義（「常勤」について）</p> <p>常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。</p>		□	□	<p>基準省令第5条第6項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<p>児童指導員又は保育士の合計数に機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合において、児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。</p>	<p>※「機能訓練担当職員」＝「日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員」</p> <p>※「看護職員」＝「保健師、助産師、看護師又は准看護師」</p>	□	□	<p>基準省令第5条第7項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検査の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤であるか。</p> <p>●【解釈通知第2-2(1)】用語の定義（「常勤」について） 常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第5条第8項	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<p>主として重症心身障害児を対象とする場合は、基準省令第5条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医（1以上） ・看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）（1以上） ・児童指導員又は保育士（1以上） ・機能訓練担当職員（1以上）（指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、配置しないうことが出来る） ・児童発達支援管理責任者（1以上） <p>※指定児童発達支援の単位＝指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの</p>	<p>資格証の写し等が事業所で保管されているか。</p> <p>【減算適用】 ・児童発達支援管理責任者について指定基準を満たしていない場合は、児童発達支援管理責任者欠如減算有り。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第5条第4項、第5項	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-2* 従業者の員数 【児童発達支援センターのみ】	<p>次に掲げる基準を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医 1以上 ・児童指導員及び保育士（総数は指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除した数以上）（それぞれ1以上） ・栄養士 1以上（40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下「Ⅱ-2」において同じ。）にあつては、配置しないことができる。） ・調理員 1以上（調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては、配置しないことができる。） ・児童発達支援管理責任者 1以上 <p>※指定児童発達支援の単位＝指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの</p> <p>●【令和6年度改正前の基準省令第6条第4項】令和6年4月1日時点で現に指定を受けている、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所については、令和9年3月31日までの間、次に掲げる改正前の基準によることができる。＜令和6年度改正事項＞ 基準省令第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、基準省令第6条第1項の従業者のほか、次に掲げる基準を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上 ・機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数 ・看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数 <p>※基準省令第6条第2項のただし書き各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を除く。 ※言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>●【令和6年度改正前の基準省令第6条第5項】令和6年4月1日時点で現に指定を受けている、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、令和9年3月31日までの間、次に掲げる改正前の基準によることができる。 基準省令第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、基準省令第6条第1項の従業者のほか、次に掲げる基準を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員 1以上 ・機能訓練担当職員 1以上 <p>※看護職員及び機能訓練担当職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>	資格証の写し等が事業所で保管されているか。			基準省令第6条第1項、第6項	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>基準省令第6条第1項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を配置しているか。日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を配置しているか。（ただし、下記のいずれかに該当する場合は看護職員を置かないことができる。）＜令和3年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 ・当該指定児童発達支援事業所（喀痰吸引等業務の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰吸引等業務の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 ・当該指定児童発達支援事業所（特定行為業務の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、特定行為業務の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 <p>この場合において、機能訓練担当職員又は看護職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員又は看護職員の数を見守り員及び保育士の総数に含めることができる。（※「機能訓練担当職員」に「又は看護職員」を追加。＜令和3年度改正事項＞）</p> <p>※指定児童発達支援の単位＝指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの</p>	<p>※「機能訓練担当職員」＝「日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員」</p> <p>※「医療的ケア」＝「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為」</p> <p>※「看護職員」＝「保健師、助産師、看護師又は准看護師」</p> <p>※「喀痰吸引等」＝「喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）」</p> <p>※「特定行為」＝「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者（介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者）が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為」</p>	□	□	基準省令第6条第2項、第4項、第6項	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<p>基準省令第6条第1項、第2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。＜令和6年度改正事項＞</p>		□	□	基準省令第6条第3項	
	<p>児童指導員及び保育士の総数に機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合において、児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士であるか。</p>	<p>※「機能訓練担当職員」＝「日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員」</p> <p>※「看護職員」＝「保健師、助産師、看護師又は准看護師」</p>	□	□	基準省令第6条第5項	
	<p>基準省令第6条第1項（嘱託医を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者、又は、指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者であるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>		□	□	基準省令第6条第7項	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	<p>基準省令第6条第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者であるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。＜令和6年度改正事項＞</p>		□	□	基準省令第6条第8項	
II-3* 管理者	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該児童発達支援事業所以外の（「同一敷地内にある他の」）を削除。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>●【解釈通知第3-1(3)2】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業に駆け付けられない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。＜令和6年度改正事項＞</p>	<p>管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。</p>	□	□	基準省令第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態が分かる書類 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表
	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。</p>		□	□	市条例第6条	

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-4*	従たる事業所（主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所）を設置している場合は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者は除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者であるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第8条第1項、第2項	・従業者の勤務実績の分かる書類（出勤簿等）
Ⅲ-1* 設備【児童発達支援センター以外】	指定児童発達支援事業所は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第9条第1項	・平面図 ・設備・備品等一覧表【目視】
	指定児童発達支援事業所の発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第9条第2項	
	指定児童発達支援事業所の設備及び備品等は、専ら指定児童発達支援の事業の用に供するものであるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第9条第3項	
Ⅲ-2* 設備【児童発達支援センターのみ】	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下「Ⅲ-2」において同じ。）は、指導訓練室発達支援室、遊戯室、屋外遊技場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第10条第1項	・平面図 ・設備・備品等一覧表【目視】
	<p>●【令和6年度改正前の基準省令第10条】令和6年4月1日時点で現に指定を受けている、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、当分の間、次に掲げる改正前の基準によることができる。＜令和6年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準省令第10条第1項の遊技場、屋外遊技場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。 ・基準省令第10条第2項、第3項は適用しない。 <p>●【令和6年度改正前の基準省令第10条】令和6年4月1日時点で現に指定を受けている、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所については、当分の間、次に掲げる改正前の基準によることができる。＜令和6年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準省令第10条第1項の設備のほか、聴力検査室を設けなければならない。 ・基準省令第10条第2項、第3項は適用しない。 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、基準省令第10条第1項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けているか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第10条第2項	
	指導訓練室及び遊戯室について、次の基準を満たしているか。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第10条第3項	
	1指導訓練室発達支援室 ・定員は、おおむね10人以下。 ・障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上。 2遊戯室 ・障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定児童発達支援事業所の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものであるか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、基準省令第10条第2項の設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第10条第4項	
IV-1* 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員は10人以上であるか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）<令和6年度改正事項>にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。 ●【令和6年度改正前の基準省令第11条】令和6年4月1日時点で現に指定を受けている、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、令和9年3月31日までの間、次に掲げる改正前の基準によることができる。<令和6年度改正事項> ・利用定員を5人以上とすることができる（児童発達支援センターを含む。） ●【解釈通知第3-3(1)】利用定員とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第11条	・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
IV-2* 内容及び手続きの説明及び同意	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ●【解釈通知第3-3(2)】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情解決の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	開所時間、職員の員数、通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載を欠いていないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第12条第1項	・重要事項説明書 ・利用契約書
	指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ●【社会福祉法第77条】利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、その利用申込者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。 ・当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ・当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 ・指定児童発達支援の提供開始年月日 ・指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第12条第2項	・重要事項説明書 ・利用契約書 ・その他保護者に交付した書面
IV-3* 契約支給量の報告等	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量その他必要な事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 ●【解釈通知第3-3(3)1】通所受給者証記載事項 ・当該事業者及び事業所の名称 ・当該指定児童発達支援の内容 ・契約支給量 ・契約日等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第13条第1項	・受給者証の写し

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第13条第2項	・受給者証の写し ・契約内容報告書
	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をした際は、通所受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第13条第3項	・契約内容報告書
	通所受給者証記載事項の変更に際しては、指定児童発達支援の提供に係る契約が成立した際と同様の基準を満たしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第13条第4項	・受給者証の写し ・契約内容報告書
IV-4 提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第3-3(4)】利用申込みに対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・入院治療が必要な場合 ・主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第14条	
IV-5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第15条	
IV-6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第16条	
IV-7* 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第17条	・受給者証の写し
IV-8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者からの利用申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給申請が行われるよう、必要な援助を行っているか。 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第18条第1項 基準省令第18条第2項	
IV-9* 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、アセスメントシート等が保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第19条	・アセスメント記録 ・ケース記録
IV-10* 指定障害児通所支援事業者等との連携等	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第20条第1項 基準省令第20条第2項	・個別支援計画 ・ケース記録

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-11* サービスの提供の記録	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第21条第1項	・サービス提供の記録
	<ul style="list-style-type: none"> ●【解釈通知第3-3(10)1】サービスの提供の記録事項 ・当該指定児童発達支援の提供日 ・提供したサービスの具体的内容 ・利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第21条第2項	
IV-12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第22条第1項	
	指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、同意を得ているか。ただし、次に掲げる支払については、この限りではない。 ・通所利用者負担額 ・指定通所支援費用基準額（法定代理受領を行わない場合） ・日用品費、その他の日常生活費（IV-13「通所利用者負担額の受領」における取扱をすること。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第22条第2項	
IV-13* 通所利用者負担額の受領	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第23条第1項	・請求書 ・領収書
	指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額次に掲げる区分に応じた額＜令和6年度改正事項＞の支払を受けているか。 ・次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 ・治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第23条第2項	
	指定児童発達支援事業者は、次に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 ・通所利用者負担額 ・指定通所支援費用基準額（法定代理受領を行わない場合） ・日用品費、その他の日常生活費	領収証の控え等は事業所で保管しているか。 ※「その他の日常生活費」＝「日用品費のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第23条第5項	・領収書

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定児童発達支援事業者は、次に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品費、その他の日常生活費 <p>●【基準省令第23条第3項】指定児童発達支援事業者は、通所利用者負担額及び指定通所支援費用基準額の支払を受けるほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用として、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品費 ・その他、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの（●【解釈通知第3-3(12)3】具体的な範囲については「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」によるものとする。） 	<p>重要事項説明書等に、当該サービスについての記載がされているか。</p> <p>その他の日常生活費については、障害児通所給付費等の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第23条第6項	<ul style="list-style-type: none"> 【基準省令第23条第6項】重要事項説明書 【基準省令第23条第3項】請求書 領収書
IV-14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定児童発達支援事業者は、当該通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	※「通所利用者負担額合計額」＝「指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第24条	
IV-15* 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第25条第1項	・通知の写し
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第25条第2項	・サービス提供証明書の写し
IV-16* 指定児童発達支援の取扱方針	<p>指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。）の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	※「児童発達支援計画」＝「指定児童発達支援に係る通所支援計画」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第1項	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第2項	適宜必要と認める資料
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第3項	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第4項	適宜必要と認める資料
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第5項	

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で＜令和6年度改正事項＞、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 ・従業者の勤務体制及び資質向上のための取組の状況 ・指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 ・関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 ・当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報提供、助言その他の援助の実施状況 ・緊急時等における対応方法及び非常災害対策 ・指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第6項	
	<p>指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善の内容を自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、＜令和6年度改正事項＞インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	<p>【減算適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価結果等の公表が未実施の場合は、自己評価結果等未公表減算有り。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条第7項	
IV-17 指定児童発達支援プログラムの作成	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。＜令和6年度改正事項＞</p>	<p>※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。</p> <p>【減算適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援プログラムを公表していない場合は、支援プログラム未公表減算有り。（令和7年3月31日までは適用しない。） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条の2	
IV-18* 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。＜令和6年度改正事項＞</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第26条の3	適宜必要と認める資料
IV-19* 児童発達支援計画の作成等	<p>指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>【減算適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合は、個別支援計画未作成減算有り。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第27条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画 ・児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	<p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう＜令和6年度改正事項＞障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	<p>※「アセスメント」＝「障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握」</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第27条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	<p>児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第27条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次に掲げる事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向 ・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・<u>基準省令第26条第4項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた</u>令和6年度改正事項＞指定児童発達支援の具体的内容 ・指定児童発達支援を提供する上での留意事項等 <p>この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて、児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>●【<u>解釈通知第3-3(16)1</u>】児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案する。</p> <p>●児童発達支援計画の作成に係る取り扱いについては、令和6年3月15日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」、令和6年5月17日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」を参照すること。</p>	<p>障害児支援利用計画の期限が切れていないか等、障害児支援利用計画との整合性を確認。（ただし、障害児支援利用計画の丸写しとしないように注意。）</p> <p>アセスメントシート等は保管されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>基準省令第27条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類
	<p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で<令和6年度改正事項>、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>●【<u>解釈通知第3-3(16)2ア</u>】個別支援会議の開催にあたっては、障害児本人や保護者の意見を聞くことが求められるため、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。<令和6年度改正事項></p>	<p>障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議記録を作成しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>基準省令第27条第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の記録
	<p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>基準省令第27条第6項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画
	<p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者<令和6年度改正事項>に交付しているか。</p> <p>●【<u>解釈通知第3-3(16)2ウ</u>】児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。<令和6年度改正事項></p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>基準省令第27条第7項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に交付した記録 ・個別支援計画
	<p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。</p>	<p>※「モニタリング」＝「児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントも含む。）」</p> <p>モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>基準省令第27条第8項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<p>児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のないかぎり、次に掲げる方法により行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること ・定期的にモニタリングの結果を記録すること 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>基準省令第27条第9項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング記録 ・面接記録
	<p>児童発達支援計画の変更の際には、児童発達支援計画の作成と同様の基準を満たしているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>基準省令第27条第10項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準省令第27条第2項から第7項に掲げる確認資料

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-20* 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成等に係る業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ・ 障害児又はその家族に係る相談及び援助を行うこと ・ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条第1項	・ 相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等） ・ 他の従業者に指導及び助言した記録
	児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第28条第2項	
IV-21 相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第29条	
IV-22* 指導、訓練等支援	指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第30条第1項	・ 個別支援計画 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等
	指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第30条第2項	
	指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第30条第3項	
	指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等支援に従事させているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第30条第4項	・ 勤務実績表 ・ 出勤簿（タイムカード） ・ 従業員の資格証 ・ 勤務体制一覧表
	指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児の通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第30条第5項	・ 従業者名簿 ・ 雇用契約書 ・ 個別支援計画 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等
IV-23 食事【児童発達支援センターのみ】	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第31条第1項	
	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第31条第2項	
	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第31条第3項	
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第31条第4項	

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書					
IV-24 社会生活上の便宜の供与等	指定児童発達支援事業者は、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのスポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第32条第1項						
	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るように努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第32条第2項						
IV-25 健康管理【児童発達支援センターのみ】	指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第33条第1項、第2項						
	<p>●【基準省令第33条第2項】指定児童発達支援事業者は、次の表のA欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が、それぞれ、次の表のB欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、B欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ次の表のA欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>A欄</th> <th>B欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td> <td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>障害児が通所する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </tbody> </table>	A欄	B欄	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通所する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
A欄	B欄										
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断										
障害児が通所する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断										
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断の実施に当たっては、綿密な注意を払っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第33条第3項						
IV-26* 緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第34条	・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故等の対応記録					
IV-27	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第35条						
IV-28 管理者の責務	指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第36条第1項						
	指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に指定児童発達支援の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第36条第2項						

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-29* 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・利用定員 ・指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ・通常の事業の実施地域 ・サービスの利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・対象とする障害の種類（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合） ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 <p>●【解釈通知第3-3(26)1】従業者の員数は、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様。）〈令和3年度改正事項〉</p> <p>●【解釈通知第3-3(26)2】複数の指定児童発達支援の単位が設置されている場合にあっては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。</p> <p>●【解釈通知第3-3(26)4】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものにする。なお、当該地域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。</p> <p>●【解釈通知第3-3(26)5】サービスの利用に当たっての留意事項は、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。</p> <p>●【解釈通知第3-3(26)8】虐待防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関する責任者担当者の設置 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など） ・基準省令第45条第2項第1号に規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること <p>●【解釈通知第3-3(26)9】その他運営に関する重要事項は、苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。</p>	<p>【減算適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合は、開所時間減算有り。 <p>※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いがあるため、注意。</p>	□	□	基準省令第37条	・運営規程
IV-30* 勤務体制の確保等	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供できるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>●【解釈通知第3-3(27)1】指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については次に掲げる事項を明確にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の勤務時間 ・常勤・非常勤の別 ・管理者との業務関係等 <p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</p>	記載項目が漏れていないか。	□	□	基準省令第38条第1項	・従業者の勤務表
			□	□	基準省令第38条第2項	・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>●【市条例第7条】指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、その能力、資格、経験等にに応じた処遇を行うよう努めなければならない。</p>	<p>研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業員にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。</p>	□	□	基準省令第38条第3項	・研修計画、研修実施記録
	<p>指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-3(27)4】事業主が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。） ・相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。）</p>		□	□	基準省令第38条第4項	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
IV-31* 業務継続計画の策定等	<p>指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>●【解釈通知第3-3(28)2】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携</p>	<p>【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（「感染症のまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しない。）</p>	□	□	基準省令第38条の2第1項	・業務継続計画
	<p>指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>●【解釈通知第3-3(28)3】業務継続計画に係る従業員に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第3-3(28)4】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年1回以上定期的実施するものとする。</p>		□	□	基準省令第38条の2第2項	・研修及び訓練を実地したことが分かる書類
	<p>指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>		□	□	基準省令第38条の2第3項	・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
IV-32* 定員の遵守	<p>指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<p>【減算適用】 ・利用定員からの超過数次第では、定員超過利用減算有り。</p>	□	□	基準省令第39条	・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-33* 非常災害対策	指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条第1項	・非常火災時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・通報・連絡体制 ・消防用設備点検の記録
	指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条第2項	・避難訓練の記録 ・消防署への届出
	指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるために定期的に行う避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条第3項	・地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
	児童発達支援センターにおいては、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の2第2項	・避難訓練の記録
	収容人数が30人以上の指定児童発達支援事業所においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	消防法第8条	・避難訓練の記録 ・消防署への届出
IV-34* 安全計画の策定等	指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	○「安全計画」＝「事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条の2第1項	・安全計画に関する書類
	指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、上記の研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条の2第2項	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条の2第3項	・保護者に周知したことが分かる書類
	指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条の2第4項	・安全計画に関する書類
IV-35* 自動車を運転する場合の所在の確認	指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条の3第1項	・自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類
	指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて上記に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第40条の3第2項	・見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-36* 衛生管理等	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>●【市条例第9条】指定障害児通所支援事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。</p>		□	□	基準省令第41条第1項	・衛生管理に関する書類
	<p>指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。〈令和3年度改正事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定児童発達支援事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 <p>●【解釈通知第3-3(31)1】指定児童発達支援事業者は、特に、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じる必要がある。このほか、次に掲げる点に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 2 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジネオラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 <p>●【解釈通知第3-3(31)2ア】感染対策委員会の構成メンバーは、幅広い職種により構成する。事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱い事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。〈令和3年度改正事項〉</p> <p>●【解釈通知第3-3(31)2ア】感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的開催する必要がある。〈令和3年度改正事項〉</p> <p>●【解釈通知第3-3(31)2イ準用】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）」も踏まえて検討すること。〈令和3年度改正事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、日常の支援にかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） <p>●【解釈通知第3-3(31)2ウ】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため従業員に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時には必ず感染対策研修を行うことが重要である。なお、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。〈令和3年度改正事項〉</p> <p>●【解釈通知第3-3(31)2エ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、年2回以上定期的実施するものとする。〈令和3年度改正事項〉</p>	<p>※令和3年度改正事項については、令和6年3月31日までは努力義務。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る通知等を把握しておくこと。</p>	□	□	基準省令第41条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理に関する書類 ・委員会議事録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-37 協力医療機関	指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第42条	
IV-38* 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。 ●【基準省令第43条第2項】指定児童発達支援事業者は、重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、指定児童発達支援事業所の見やすい場所への掲示に代えることができる。	掲示はされているものの、利用申込者からは見えにくい場所になっていないか。 協力医療機関の事項が掲示されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第43条第1項、第2項	・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
IV-39* 身体拘束等の禁止	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行っていないか。 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ●【解釈通知第3-3(34)1】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件すべてを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること。＜令和6年度改正事項＞	※「身体拘束等」＝「身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為」 【減算適用】 ・身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第44条第1項	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類
	指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施 ●【解釈通知第3-3(34)2】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所に従事する幅広い職種により構成する。なお、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておく必要がある。なお、身体拘束適正化検討委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第3-3(34)2】身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。なお、身体拘束適正化委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(34)3】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(34)4】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。	【減算適用】 ・基準省令第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算あり。（令和5年4月から適用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第44条第2項	・身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第44条第3項	・委員会議事録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修を実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-40 * 虐待等の禁止	指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為を行っていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第45条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌
	<p>指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>●【解釈通知第3-3(35)1】虐待防止検討委員会の構成メンバーについては、専任の虐待防止を担当する者を決めておく必要がある。なお、虐待防止検討委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>●【解釈通知第3-3(35)1】虐待防止検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるとも可能であることから、身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。<令和6年度改正事項></p> <p>●【解釈通知第3-3(35)2】次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 虐待発生時の対応に関する基本方針 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>●【解釈通知第3-3(35)3】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておく必要がある。</p> <p>●【解釈通知第3-3(35)4】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」別紙2の別記2-4の3(3)の研修に参加することが望ましい。<令和6年度改正事項></p>	【減算適用】 虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、虐待防止措置未実施減算有り。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第45条第2項	<ul style="list-style-type: none"> 委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）
IV-41 * 秘密保持等	指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第47条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第47条第2項

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いが。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第47条第3項	・個人情報提供同意書
IV-42 * 情報の提供等	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第48条第1項	・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第48条第2項	・事業者のHP画面・パンフレット
	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報に係る報告を奈良市に行っているか。	【減算適用】 奈良市障がい福祉課が情報公表事務に関する実施要領において定める期限までに、必要な情報の報告を行わなかった場合は、情報公表未報告減算あり。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害者総合支援法第76条の3	
IV-43 利益供与等の禁止	指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第49条第1項	
	指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第49条第2項	
IV-44 * 苦情解決	指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するに当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第50条第1項	・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物
	指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第50条第2項	・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、必要があると認めるときに、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	※「都道府県知事等」＝「都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第50条第3項	・市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、指導又は助言に基づく改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第50条第4項	・都道府県等への報告書
	指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第50条第5項	・運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
	●【社会福祉法第85条】運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。また、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。					
IV-45 地域との連携等	指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第51条第1項	

障害福祉サービス等チェックリスト（児童発達支援・児童発達支援センター）（令和6年6月14日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-46 * 事故発生時の対応	指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(41)】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意するものとする。 1障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することも差し支えない。 2事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 3事業者は、事故が起きた場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（厚生労働省通知）」を参考にすること。	奈良市への報告は、奈良市の「奈良市障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告されていないケースがあるので注意。 事故報告は障がい福祉課に提出すること。 事故には至らなかったが、事故が発生しそうな場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第52条第1項	・事故対応マニュアル ・都道府県、市町村、家族等への報告記録
	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第52条第2項	・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの記録
	指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第52条第3項	・再発防止の検討記録 ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）
IV-47 * 会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第53条	・収支予算書・決算等の会計書類
IV-48 * 記録の整備	指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第54条第1項	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類
	指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 【指定児童発達支援の提供に関する諸記録】 ・指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 ・児童発達支援計画 ・基準省令第35条に規定する通所給付決定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ・指定児童発達支援の提供に関する身体拘束等の記録 ・提供した指定児童発達支援に関する苦情の内容等の記録 ・指定児童発達支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基準省令第54条第2項	・提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 ・児童発達支援計画 ・基準省令第35条に規定する市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録